

広中発第373号

令和6年9月3日

会員各位

広島県中小企業団体中央会

会長 伊藤 學人

(公印省略)

「大企業との交渉のための団体協約」セミナー（ご案内）

中小企業の取引慣行改善は依然として厳しい状況にあります。

2024年の春闘では回答があった企業全体の平均賃上げ率は5.1%と33年ぶりの高水準となりましたが、従業員数300人未満の中小企業での平均賃上げ率は、4.45%と5%を下回り、中小企業の価格転嫁が十分に進んでいない現状を示しました。

こうした状況を背景に公正取引委員会は賃上げ原資の確保を含めて、適切な価格転嫁をサプライチェーン全体で定着させることを目的に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定しており、その中で「組合による団体協約の締結」を中小企業が行う価格交渉の有効な手段として記載しました。そこで、中央会会員の皆様に対して改めて団体協約の活用について知って頂くために、広島弁護士会と共催で本セミナーを実施することに致しましたので、多数のご参加を賜りますようご案内申し上げます。

なお、参加申込みにつきましては、令和6年9月24日（火）までに、別紙参加申込書よりお願いいたします。

記

1. 開催日時：令和6年9月27日（金） 16:00～17:00
2. 開催場所：Zoomによるオンライン配信により実施
3. 内 容：（1）講演テーマ：大企業との交渉のための団体協約のススメ  
（2）実施方式：オンラインセミナー  
（3）講師：広島弁護士会所属弁護士  
坂田 英俊（坂田経営綜合法律事務所 弁護士）
4. 対 象：会員組合及び組合員企業
5. 参 加 費：無料
6. 定 員：オンライン参加者200名

## 「大企業との交渉のための団体協約」

組合員から、原材料・光熱費・労務費の価格転嫁をしたいが、個社ではなかなか、顧客との交渉が難しく、思うように応じてもらえない、という声をお聞きます。

そこで、組合だから実施できる「団体協約の締結」事業のセミナーを広島弁護士会と共に開催します。この「団体協約の締結」は、公正取引委員会の「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」でも、組合が主体となって、組合員の価格転嫁をはじめ取引条件の改善を実現する手段であると記載されています。

当セミナーでは、団体協約活用のメリット、進め方についてわかりやすく解説します。

開催日時 令和6年9月27日（金）16:00～17:00

会場 オンライン（Zoom）による配信により実施

対象者 広島県中小企業団体中央会 会員

定員数 オンライン参加 200名

参加費 無料

締切 9月24日（火）

### 講演テーマ（大企業との交渉のための団体協約のススメ）

#### ①取引条件の交渉について

大企業との取引条件の交渉を例に、交渉戦略・交渉技術について解説します。

#### ②団体協約について

取引条件の交渉に、団体協約を活用することのメリットと進め方について解説します。

### 講師プロフィール

弁護士 坂田 英俊（坂田経営綜合法律事務所 広島弁護士会登録）

注力分野：戦略法務・契約交渉・企業間訴訟

#### 略歴

一橋大学法学部卒業 アクセンチュア株式会社 退職

京都大学法科大学院修了 坂田経営綜合法律事務所設立

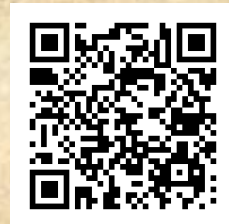


広島県中央会・広島弁護士会共催

## 「大企業との交渉のための団体協約」参加申込書

### 【お申込みフォームの場合】※推奨

QRコードを読み込むと、お申込フォームが表示されます。  
フォームに必要な事項をご入力ください。



※PCの場合は下記URLからでもお申込み可能です。

[https://zoom.us/webinar/register/WN\\_8ln8Et1iTly\\_EwbXcCh51A](https://zoom.us/webinar/register/WN_8ln8Et1iTly_EwbXcCh51A)

【FAX・Emailの場合】 下記事項を記入の上送付ください

FAX : 082-228-0925

E-mail : y-takagi@chuokai-hiroshima.or.jp

|                 |   |
|-----------------|---|
| 組合名・企業名         |   |
| 電話番号            |   |
| メールアドレス         |   |
| 参加者名<br>(複数記入可) |   |
| 質問事項            | ①過去、弁護士に相談したことはありますか？ (はい・いいえ)<br>②弁護士に相談して良かったことがあれば教えてください<br>③今まで弁護士に相談するタイミングを迷った問題があれば教えてください<br>④その他弁護士に聞いてみたいことがあればご記入ください |

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、本事業における本人確認、参加者名簿の作成、本事業に関する連絡、各種情報提供にのみ使用します。

なお当会ではお預かりした個人情報を適切に管理して参ります。

【お問合わせ】TEL : 082-228-0926

(広島県中小企業団体中央会 連携支援部 池田、事業推進部 高城)